

別府市における食育推進体制について

1. 各学校における食育

(1) 各校食育担当教員の活動

① 担当栄養教諭等との連携

栄養教諭等と連携を取り校内での授業担当者に引き継ぐ。

次年度の食に関する指導計画を、栄養教諭等の支援を受けて作成する。

② 掲示物等を活用した情報発信

校内において、食育掲示コーナーの設置を図り、給食センターや栄養教諭等から配布される掲示物を活用して情報発信を行う。

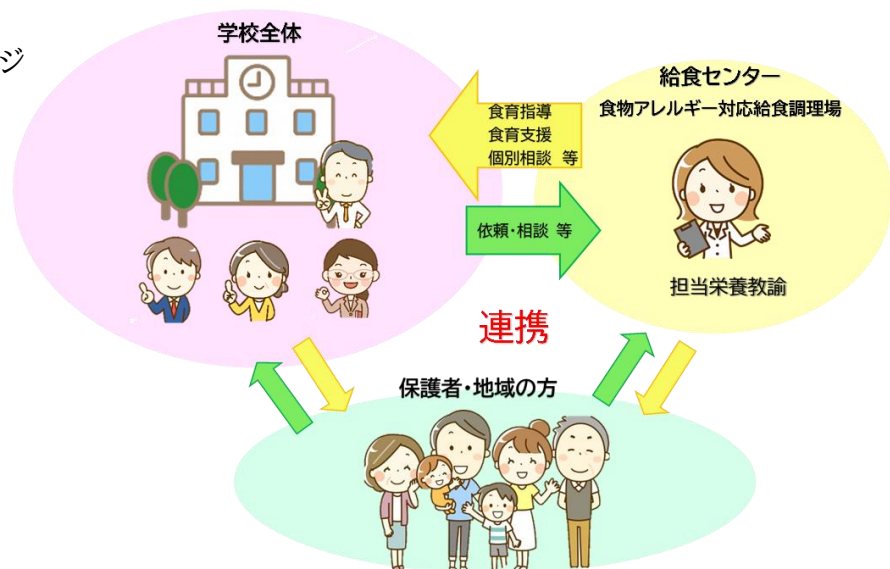
③ 給食指導の推進

給食の準備や片付け、食事マナー、衛生管理などに関して校内で計画し、児童会や生徒会の活動を活用するなどし給食指導を行う。

2. 栄養教諭等における食育体制について

別府市では、栄養教諭等を中核とした食育が実施されるよう、市内小中学校を担当校として栄養教諭等が受け持ちます。各校の食育担当教員と連携を図り、その学校の状況に応じた食育を学校と連携して担うことにより、子どもたちへの食育指導及び食育活動に関する支援を行います。

■ 市内食育体制のイメージ



各校が栄養教諭等及び給食センターと協働して食に関する指導に取組み、児童生徒の偏食や食生活の乱れを改善し、「食事や栄養を自己管理する能力」「好ましい食習慣」を身に付けることを目的としています。

3. 栄養教諭等との連携について

【栄養教諭等の活動】

① 食に関する指導

総合の時間や特別活動、学級活動に限らず、教科に関連した食に関する指導を行う。

【食に関する授業等の様子】



② 給食時間を活用した指導

給食時間の指導を行うとともに、学校給食を活用した食育指導を行う。

【給食時間の食に関する指導の様子】



③ 食に関する指導計画・年間計画の支援

次年度の食に関する指導計画（全体計画・年間計画）の作成支援を行う。

④ 食生活等に関する個別指導

各校の教職員及び保護者からの依頼により、個別相談を実施する。

■ 栄養教諭の活用時期

5月	○食育・給食指導主任会 ○栄養教諭等へ活動計画提出
6～3月	○栄養教諭等の単元授業の活用 手順 ①事前打合せ ②授業実施 ③活用事後アンケート ○給食指導用の資料提供、試食会講話、給食センター見学受け入れ等
1～3月	次年度の「食に関する全体計画・年間計画」の作成支援